

○「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 ～第 2 （略）</p> <p>（別 表）</p> <p style="text-align: center;">医療法人の附帯業務について</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第 4 2 条各号）</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。</p> <p><u>医療法第 4 2 条</u></p> <p><u>第 1 号</u>～<u>第 5 号</u> （略）</p> <p><u>第 6 号</u> 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次の I、II に記載される業務であること。 	<p>第 1 ～第 2 （略）</p> <p>（別 表）</p> <p style="text-align: center;">医療法人の附帯業務について</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第 4 2 条各号）</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。</p> <p><u>医療法第 4 2 条</u></p> <p><u>第 1 号</u>～<u>第 5 号</u> （略）</p> <p><u>第 6 号</u> 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次の I、II に記載される業務であること。

<p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務 であること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑥～⑳</u></p> <p>II (略)</p> <p><u>第7号</u> ～ <u>第8号</u> (略)</p> <p>留意事項 (略)</p>	<p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務 であること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 難病患者等居宅生活支援事業 (地方公共団体の委託を受けて実施するもの。)</u></p> <p><u>⑦～㉓</u></p> <p>II (略)</p> <p><u>第7号</u> ～ <u>第8号</u> (略)</p> <p>留意事項 (略)</p>
--	--